

議案第 77 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

平成 24 年 8 月 20 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三
田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2北摂三田ウッディタウン地区整備計画区域の部公益・特定業務地区の
項（イ）の欄中「法別表第2（ち）項第3号、第4号及び（り）項第3号、第4
号」を「法別表第2（ち）項第2号及び第3号並びに（り）項第3号及び第4号」
に改め、同表バードタウン地区整備計画区域の部計画区域の欄中「バードタウン」
を「さくら坂」に改める。

第2条 三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 法別表第2（い）項第9号で定めるものの敷地として使用する場合は、第1
項の規定は適用しない。

別表第1に次のように加える。

(8)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地 区計画北摂三田第二テクノパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められている区域（次表において「北摂三田第二テクノパーク地区 整備計画区域」という。）
-----	---

別表第2北摂三田テクノパーク地区整備計画区域の部サービス施設地区の項中

「

1 法別表第2（を）項 第1号、第2号、第3 号、第4号、第6号、 第7号及び第8号に掲 げる建築物以外の建築 物
--

「

1 法別表第2（を）項 第1号、第2号、第3 号、第4号、第6号、 第7号及び第8号に掲 げる建築物以外の建築 物
--

2 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの

を

2 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの
 3 次の各号に掲げるものの以外の建築物
 (1) 法別表第2(い)項第5号及び第7号、(は)項第4号、(に)項第5号並びに(ほ)項第3号に掲げる建築物
 (2) 畜舎

に改め、

同部に次のように加える。

工業地区	1 法別表第2(い)項第5号及び第7号、(は)項第4号、(に)項第5号並びに(ほ)項第3号に掲げる建築物	5,000平方メートル				敷地境界線から外壁等の面までの距離	(1) 公有地に面する場合は次に掲げる距離ア 道路又は公園等の公共空地 5メートル	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益建築物で、令第130条
	2 畜舎以外の建築物							

						<p>イ 里道及び水路 10メートル</p> <p>ウ 近畿自動車道 敦賀線 2メートル</p> <p>エ その他 他の公共用地 2メートル</p> <p>(2) 北摂三田テクノパーク地区計画の区域外に位置する民有地に面する場合は10メートル</p> <p>(3) 北摂三田テクノパーク地区計画の区域内に位置する民有地に</p>	<p>の4で定めるものに該当する建築物</p>
--	--	--	--	--	--	--	-------------------------

							面する場合は2メートル (4) 北摂三田第二テクノパーク地区計画の区域内に位置する民有地に面する場合は2メートル	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第2に次のように加える。

北摂三田第二テクノパーク地区整備	生産・流通地区	1 法別表第2(イ)項第5号及び第7号、(ハ)項第4号、(ニ)項第5号並びに(ホ)項第3号に掲げる建築物以外の建築物 2 畜舎以	5, 0 0 平方メートル。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第1			敷地境界線から外壁等までの距離	(1) 地区計画の定められた区域外(北摂三田テクノパーク地区計画の区域を除く。)に面する場合は10メートル (2) 道路又は公園等の公共空	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、令第130条の4で定めるものに該当する建築物
------------------	---------	---	-------------------------------------	--	--	-----------------	--	--

備 計 画 区 域		外の建築物	1 9 号) 第 9 8 条 第 1 項 の 規 定 に よ 仮 地 と し て 指 さ た 際 に 存 す 有 所 権 の 他 の 権 利 に 基 づ いて、 そ の 全 部 を 一 敷 と し て 使				地に面する場合は5メートル。ただし、計画図に示す街区Aにあつては、道路以外の公共空地に面する場合は2メートル (3) その他 2メートル	
-----------------------	--	-------	---	--	--	--	--	--

			す る 場 を 除 く。					
保全地 区	1 都市緑 地法施行 令（昭和 31年政 令第29 0号）第 5条各項 に定める 公園施設 に該当す る建築物	2 巡査派 出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 する公益 上必要な 建築物で 令第13 0条の4 で定める もの	3 前2項 の建築物 に付属す					

		るもの							
--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年11月1日から施行する。